

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象世帯

### 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

### 上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

- 収入（月額）が、世帯人数による収入基準額を超えないこと
- 資産が、世帯人数による資産基準額を超えないこと

※世帯人数ごとの収入基準額および資産基準額（守山市）

世帯人数	収入基準額	資産基準額
1人	11.3万円	46.8万円
2人	15.7万円	69万円
3人	18.7万円	84.6万円
4人	22.1万円	100万円
5人	25.5万円	100万円

※世帯人数6人以上の場合  
・収入基準額は、お問い合わせください。  
・資産基準額は、100万円となります。

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
  - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
  - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給額・支給期間

月額の支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です

1人世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：最大3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

### 3 支給のための手続き

**申請受付は7月1日～11月30日です。**

- ▶ 守山市役所 生活支援相談課への申請が必要です。申請方法は、  
①申請窓口へ直接（電話予約）または②郵送でご提出ください。

※予約電話番号 ☎077（582）1161（守山市役所 生活支援相談課）

[受付時間] 平日 8:30～17:15

- ▶ 申請書類は、対象者に守山市役所より郵送でご案内します。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



#### お問い合わせ

・ 守山市役所 生活支援相談課 ☎077（582）1161  
（住所）〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

[受付時間] 平日 8:30～17:15

・ 厚生労働省コールセンター ☎0120（46）8030

[受付時間] 平日 9:00～17:00

#### 特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



**!** 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、守山市消費生活センター、守山警察署にご連絡ください。

・ 守山市消費生活センター ☎077（582）1146

・ 守山警察署 ☎077（583）0110